

三大都市圈等関連資料

第30次地方制度調査会答申（抄）

（平成25年6月）

第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

2 三大都市圏・地方圏の課題

(1) 三大都市圏の抱える課題

三大都市圏は、これまで地方圏に比べて高齢化の進行が緩やかであったが、団塊の世代を中心に今後急速に高齢化が進行していく。これまで地方圏が高齢化の進行に応じて徐々に対応してきた行政課題について、三大都市圏においては今後極めて短期間のうちに対策を講じることが必要である。また、高齢者医療、介護や生活保護などの行政需要が急増することへの対応や、独居老人や老老介護の問題など、家族やコミュニティの機能の低下への対応も必要になる。一方で、人口減少に歯止めを掛けるためには、出生率を回復することが必要である。三大都市圏には若い世代が比較的多いことを踏まえると、三大都市圏は少子化対策においても果たすべき役割が大きい。

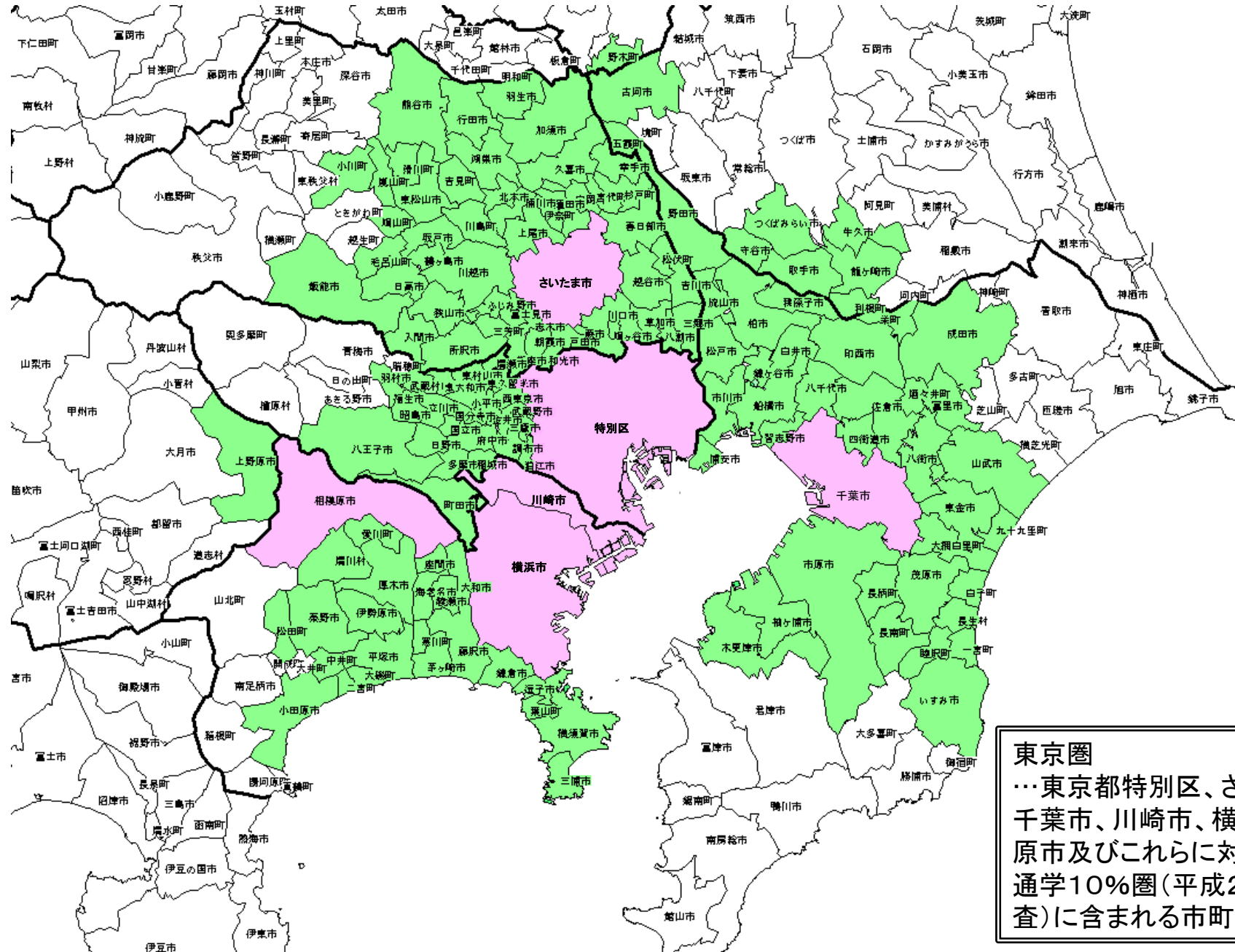
三大都市圏においては、人々を支えるコミュニティの機能が低下し、人と人とのつながりが希薄化している。暮らしを支える対人サービスの重要性が高まる中で、住民の視点から公共サービスを考えていくためにも、住民自治を拡充していくことが重要である。

また、高度経済成長期に整備した社会資本が一斉に更新時期にきており、これまでと同様の社会資本を維持し続けるのかどうかなど、社会資本整備のあり方の見直しも問われている。東日本大震災を教訓として、人口・産業が集中している三大都市圏においては、大規模災害時における住民の避難のあり方、生活機能や経済機能の維持等への対策を講じていくことも必要である。

三大都市圏には、規模・能力が一定以上あるが面積が狭い都市が圏域内に数多く存在する。効率的・効果的な行政体制を構築し、今後の急速な高齢化や社会資本の老朽化に対応するためには、自主的な市町村合併や基礎自治体間の広域連携を進めることが必要である。

さらに、通勤、通学、経済活動等の範囲が、行政区域をはるかに超えている三大都市圏においては、圏域全体を対象とした行政サービスの提供やその調整などが必要である。

三大都市圏内の市町村（東京圏）①



東京圏
 …東京都特別区、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市及びこれらに対する通勤・通学10%圏(平成22年国勢調査)に含まれる市町村をいう。

三大都市圏内の市町村（東京圏）②

	都道府県名	市町村名	国調人口
1	神奈川県	横浜市	3,688,773
2	神奈川県	川崎市	1,425,512
3	埼玉県	さいたま市	1,222,434
4	千葉県	千葉市	961,749
5	神奈川県	相模原市	717,544
6	千葉県	船橋市	609,040
7	東京都	八王子市	580,053
8	埼玉県	川口市	561,506
9	千葉県	松戸市	484,457
10	千葉県	市川市	473,919
11	東京都	町田市	426,987
12	神奈川県	横須賀市	418,325
13	神奈川県	藤沢市	409,657
14	千葉県	柏市	404,012
15	埼玉県	川越市	342,670
16	埼玉県	所沢市	341,924
17	埼玉県	越谷市	326,313
18	千葉県	市原市	280,416
19	神奈川県	平塚市	260,780
20	東京都	府中市	255,506
21	埼玉県	草加市	243,855
22	埼玉県	春日部市	237,171
23	神奈川県	茅ヶ崎市	235,081
24	神奈川県	大和市	228,186
25	神奈川県	厚木市	224,420
26	埼玉県	上尾市	223,926
27	東京都	調布市	223,593
28	埼玉県	熊谷市	203,180
29	神奈川県	小田原市	198,327
30	東京都	西東京市	196,511
31	千葉県	八千代市	189,781
32	東京都	小平市	187,035
33	東京都	三鷹市	186,083
34	東京都	日野市	180,052
35	東京都	立川市	179,668
36	神奈川県	鎌倉市	174,314
37	千葉県	佐倉市	172,183
38	神奈川県	秦野市	170,145
39	千葉県	浦安市	164,877
40	千葉県	習志野市	164,530
41	千葉県	流山市	163,984
42	埼玉県	新座市	158,777
43	埼玉県	狭山市	155,727
44	千葉県	野田市	155,491
45	埼玉県	久喜市	154,310
46	東京都	東村山市	153,557
47	埼玉県	入間市	149,872
48	東京都	多摩市	147,648
49	茨城県	古河市	142,995
50	東京都	武蔵野市	138,734

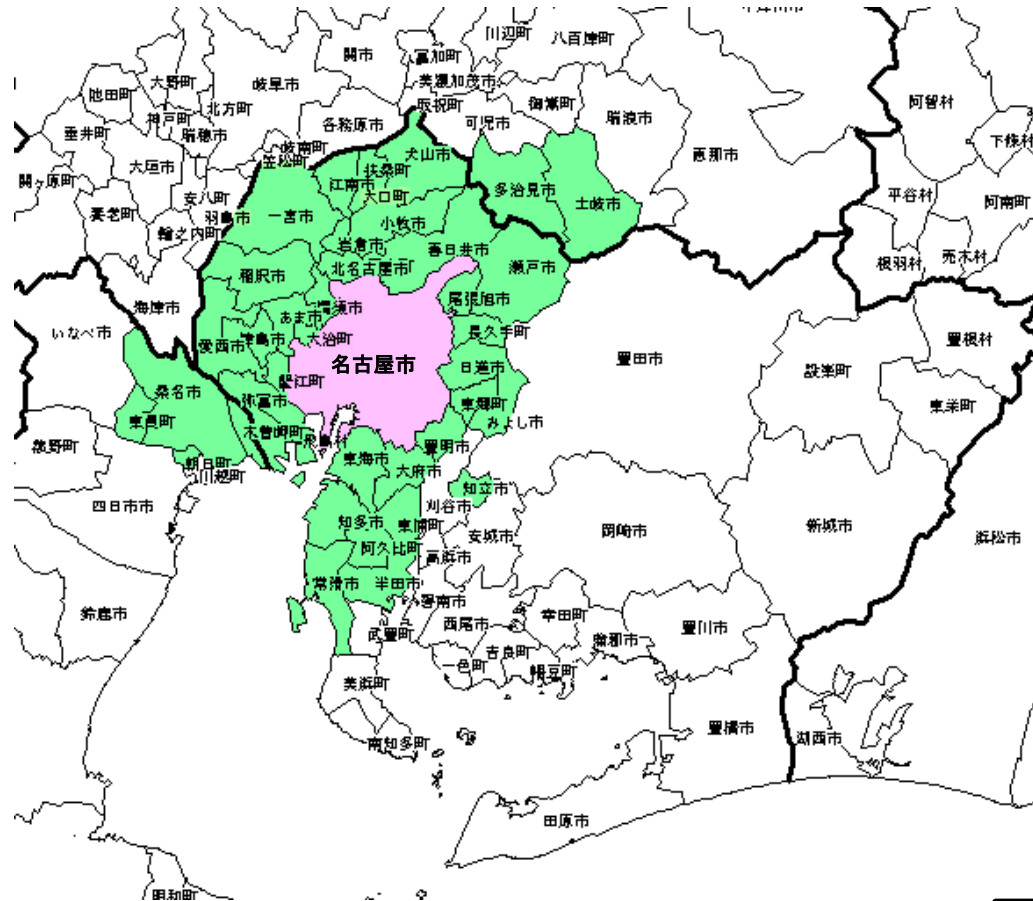
	都道府県名	市町村名	国調人口
51	千葉県	我孫子市	134,017
52	埼玉県	三郷市	131,415
53	埼玉県	朝霞市	129,691
54	神奈川県	座間市	129,436
55	千葉県	木更津市	129,312
56	千葉県	成田市	128,933
57	神奈川県	海老名市	127,707
58	埼玉県	戸田市	123,079
59	東京都	国分寺市	120,650
60	埼玉県	鴻巣市	119,639
61	東京都	小金井市	118,852
62	東京都	東久留米市	116,546
63	埼玉県	加須市	115,002
64	東京都	昭島市	112,297
65	茨城県	取手市	109,651
66	千葉県	鎌ヶ谷市	107,853
67	埼玉県	富士見市	106,736
68	埼玉県	ふじみ野市	105,695
69	埼玉県	坂戸市	101,700
70	神奈川県	伊勢原市	101,039
71	千葉県	茂原市	93,015
72	埼玉県	東松山市	90,099
73	千葉県	印西市	88,176
74	千葉県	四街道市	86,726
75	埼玉県	行田市	85,786
76	東京都	稲城市	84,835
77	埼玉県	飯能市	83,549
78	神奈川県	綾瀬市	83,167
79	東京都	東大和市	83,068
80	埼玉県	八潮市	82,977
81	茨城県	牛久市	81,684
82	埼玉県	和光市	80,745
83	茨城県	龍ヶ崎市	80,334
84	東京都	狛江市	78,751
85	東京都	国立市	75,510
86	埼玉県	桶川市	74,711
87	東京都	清瀬市	74,104
88	千葉県	八街市	73,212
89	埼玉県	蕨市	71,502
90	東京都	武蔵村山市	70,053
91	埼玉県	鶴ヶ島市	69,990
92	埼玉県	志木市	69,611
93	埼玉県	北本市	68,888
94	埼玉県	吉川市	65,298
95	埼玉県	蓮田市	63,309
96	茨城県	守谷市	62,482
97	千葉県	東金市	61,751
98	千葉県	袖ヶ浦市	60,355
99	千葉県	白井市	60,345
100	東京都	福生市	59,796

	都道府県名	市町村名	国調人口
101	神奈川県	逗子市	58,302
102	埼玉県	日高市	57,473
103	東京都	羽村市	57,032
104	埼玉県	羽生市	56,204
105	千葉県	山武市	56,089
106	埼玉県	幸手市	54,012
107	千葉県	富里市	51,087
108	埼玉県	白岡町	50,272
109	千葉県	大網白里町	50,113
110	神奈川県	三浦市	48,352
111	神奈川県	寒川町	47,672
112	埼玉県	杉戸町	46,923
113	茨城県	つくばみらい市	44,461
114	埼玉県	伊奈町	42,494
115	神奈川県	愛川町	42,089
116	千葉県	いすみ市	40,962
117	埼玉県	毛呂山町	39,054
118	埼玉県	三芳町	38,706
119	埼玉県	宮代町	33,641
120	神奈川県	大磯町	33,032
121	埼玉県	小川町	32,913
122	神奈川県	葉山町	32,766
123	埼玉県	松伏町	31,153
124	神奈川県	二宮町	29,522
125	山梨県	上野原市	27,114
126	栃木県	野木町	25,720
127	千葉県	栄町	22,580
128	埼玉県	川島町	22,147
129	千葉県	酒々井町	21,234
130	埼玉県	吉見町	21,079
131	埼玉県	嵐山町	18,887
132	千葉県	九十九里町	18,004
133	茨城県	利根町	17,473
134	埼玉県	滑川町	17,323
135	埼玉県	鳩山町	15,305
136	千葉県	長生村	14,752
137	千葉県	白子町	12,151
138	千葉県	一宮町	12,034
139	神奈川県	松田町	11,676
140	神奈川県	中井町	10,010
141	茨城県	五霞町	9,410
142	千葉県	長南町	9,073
143	千葉県	長柄町	8,035
144	千葉県	睦沢町	7,340
145	神奈川県	清川村	3,459
	合計		25,727,799

※ 特別区を除く

(人口：平成22年国勢調査)

三大都市圏内の市町村（名古屋圏）①



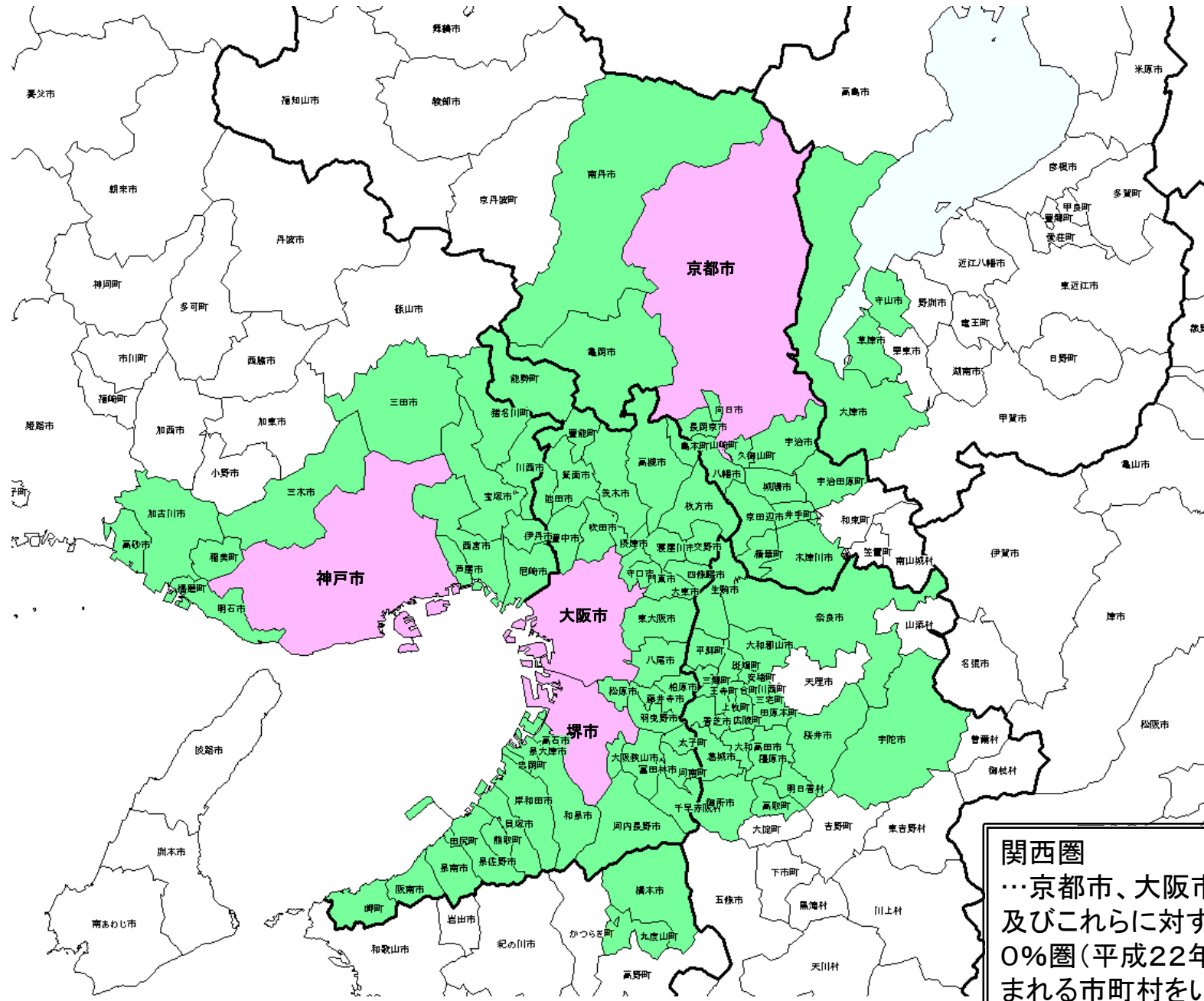
名古屋圏
 …名古屋市及び同市に対する通勤・通学10%圏(平成22年国勢調査)に含まれる市町村をいう。

三大都市圏内の市町村（名古屋圏）②

	都道府県名	市町村名	国調人口
1	愛知県	名古屋市	2,263,894
2	愛知県	一宮市	378,566
3	愛知県	春日井市	305,569
4	愛知県	小牧市	147,132
5	三重県	桑名市	140,290
6	愛知県	稲沢市	136,442
7	愛知県	瀬戸市	132,224
8	愛知県	半田市	118,828
9	岐阜県	多治見市	112,595
10	愛知県	東海市	107,690
11	愛知県	江南市	99,730
12	愛知県	あま市	86,714
13	愛知県	大府市	85,249
14	愛知県	知多市	84,768
15	愛知県	日進市	84,237
16	愛知県	北名古屋市	81,571
17	愛知県	尾張旭市	81,140
18	愛知県	犬山市	75,198
19	愛知県	豊明市	69,745
20	愛知県	知立市	68,398
21	愛知県	清須市	65,757
22	愛知県	津島市	65,258
23	愛知県	愛西市	64,978
24	岐阜県	土岐市	60,475
25	愛知県	みよし市	60,098
26	愛知県	常滑市	54,858
27	愛知県	長久手市	52,022
28	愛知県	東浦町	49,800
29	愛知県	岩倉市	47,340
30	愛知県	弥富市	43,272
31	愛知県	東郷町	41,851
32	愛知県	蟹江町	36,688
33	愛知県	扶桑町	33,558
34	愛知県	大治町	29,891
35	三重県	東員町	25,661
36	愛知県	阿久比町	25,466
37	愛知県	大口町	22,446
38	愛知県	豊山町	14,405
39	三重県	朝日町	9,626
40	三重県	木曾岬町	6,855
41	愛知県	飛島村	4,525
	合計		5,474,810

（人口：平成22年国勢調査）

三大都市圏内の市町村（関西圏）①



三大都市圏内の市町村（関西圏）②

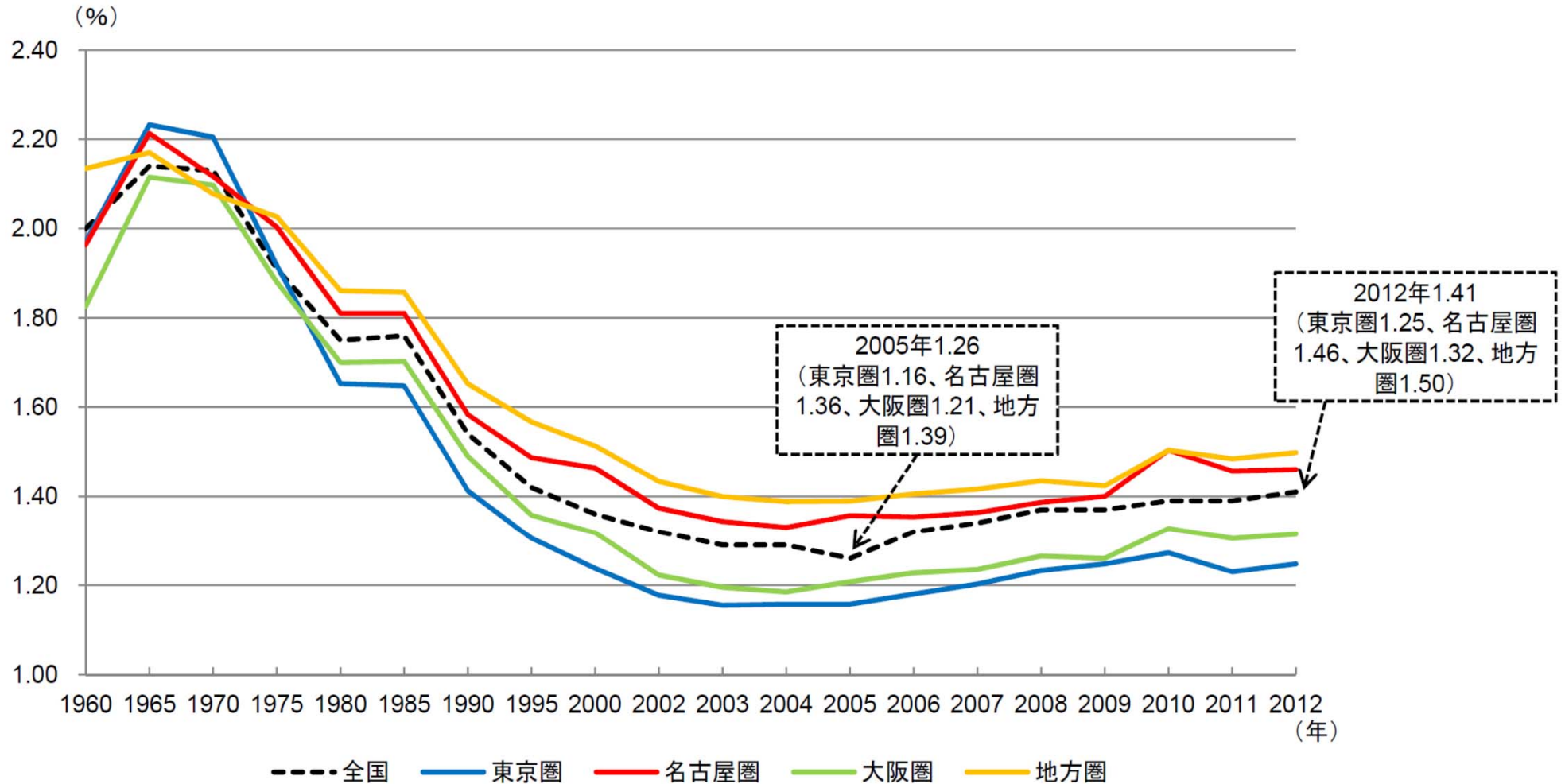
	都道府県名	市区町村名	国調人口
1	大阪府	大阪市	2,665,314
2	兵庫県	神戸市	1,544,200
3	京都府	京都市	1,474,015
4	大阪府	堺市	841,966
5	大阪府	東大阪市	509,533
6	兵庫県	西宮市	482,640
7	兵庫県	尼崎市	453,748
8	大阪府	枚方市	407,978
9	大阪府	豊中市	389,341
10	奈良県	奈良市	366,591
11	大阪府	高槻市	357,359
12	大阪府	吹田市	355,798
13	滋賀県	大津市	337,634
14	兵庫県	明石市	290,959
15	大阪府	茨木市	274,822
16	大阪府	八尾市	271,460
17	兵庫県	加古川市	266,937
18	大阪府	寝屋川市	238,204
19	兵庫県	宝塚市	225,700
20	大阪府	岸和田市	199,234
21	兵庫県	伊丹市	196,127
22	京都府	宇治市	189,609
23	大阪府	和泉市	184,988
24	兵庫県	川西市	156,423
25	大阪府	守口市	146,697
26	滋賀県	草津市	130,874
27	大阪府	門真市	130,282
28	大阪府	箕面市	129,895
29	大阪府	大東市	127,534
30	奈良県	橿原市	125,605
31	大阪府	松原市	124,594
32	大阪府	富田林市	119,576
33	奈良県	生駒市	118,113
34	大阪府	羽曳野市	117,681
35	兵庫県	三田市	114,216
36	大阪府	河内長野市	112,490
37	大阪府	池田市	104,229
38	大阪府	泉佐野市	100,801
39	兵庫県	高砂市	93,901
40	兵庫県	芦屋市	93,238
41	京都府	亀岡市	92,399
42	大阪府	貝塚市	90,519
43	奈良県	大和郡山市	89,023
44	大阪府	摂津市	83,720
45	兵庫県	三木市	81,009
46	京都府	城陽市	80,037
47	京都府	長岡京市	79,844
48	大阪府	交野市	77,686
49	大阪府	泉大津市	77,548
50	滋賀県	守山市	76,560
51	奈良県	香芝市	75,227

	都道府県名	市区町村名	国調人口
52	大阪府	柏原市	74,773
53	京都府	八幡市	74,227
54	京都府	木津川市	69,761
55	奈良県	大和高田市	68,451
56	京都府	京田辺市	67,910
57	和歌山県	橋本市	66,361
58	大阪府	藤井寺市	66,165
59	大阪府	泉南市	64,403
60	奈良県	桜井市	60,146
61	大阪府	高石市	59,572
62	大阪府	大阪狭山市	58,227
63	大阪府	四條畷市	57,554
64	大阪府	阪南市	56,646
65	京都府	向日市	54,328
66	大阪府	熊取町	45,069
67	奈良県	葛城市	35,859
68	京都府	精華町	35,630
69	京都府	南丹市	35,214
70	奈良県	宇陀市	34,227
71	兵庫県	播磨町	33,183
72	奈良県	広陵町	33,070
73	奈良県	田原本町	32,121
74	兵庫県	猪名川町	31,739
75	兵庫県	稲美町	31,026
76	奈良県	御所市	30,287
77	大阪府	島本町	28,935
78	奈良県	斑鳩町	27,734
79	奈良県	上牧町	23,728
80	奈良県	三郷町	23,440
81	奈良県	王寺町	22,182
82	大阪府	豊能町	21,989
83	奈良県	平群町	19,727
84	奈良県	河合町	18,531
85	大阪府	忠岡町	18,149
86	大阪府	岬町	17,504
87	大阪府	河南町	17,040
88	京都府	久御山町	15,914
89	京都府	大山崎町	15,121
90	大阪府	太子町	14,220
91	大阪府	能勢町	11,650
92	京都府	宇治田原町	9,711
93	奈良県	川西町	8,653
94	京都府	井手町	8,447
95	大阪府	田尻町	8,085
96	奈良県	安堵町	7,929
97	奈良県	高取町	7,657
98	奈良県	三宅町	7,440
99	大阪府	千早赤阪村	6,015
100	奈良県	明日香村	5,856
101	和歌山県	九度山町	4,963
	合計		17,120,447

(人口：平成22年国勢調査)

三大都市圏の合計特殊出生率の推移

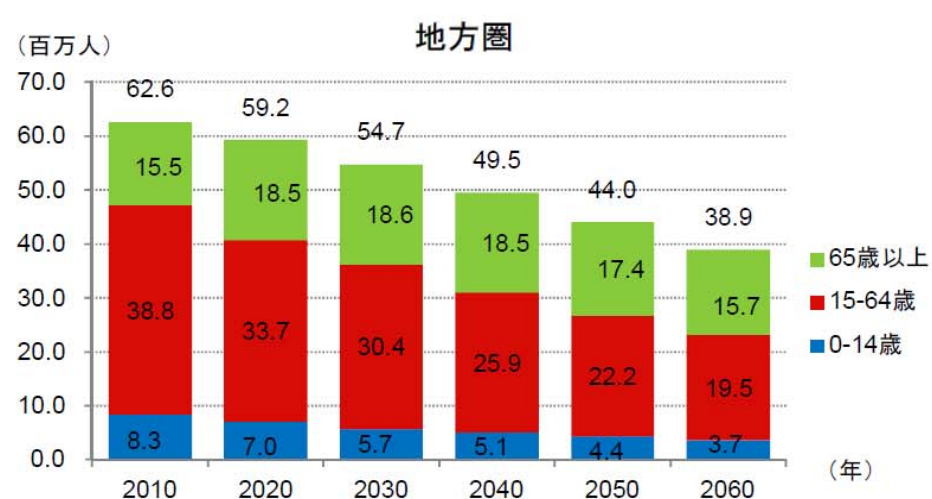
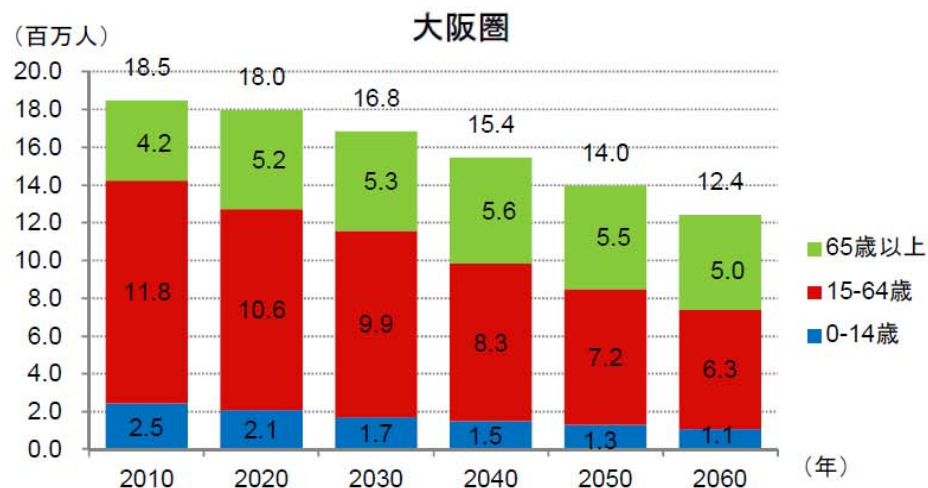
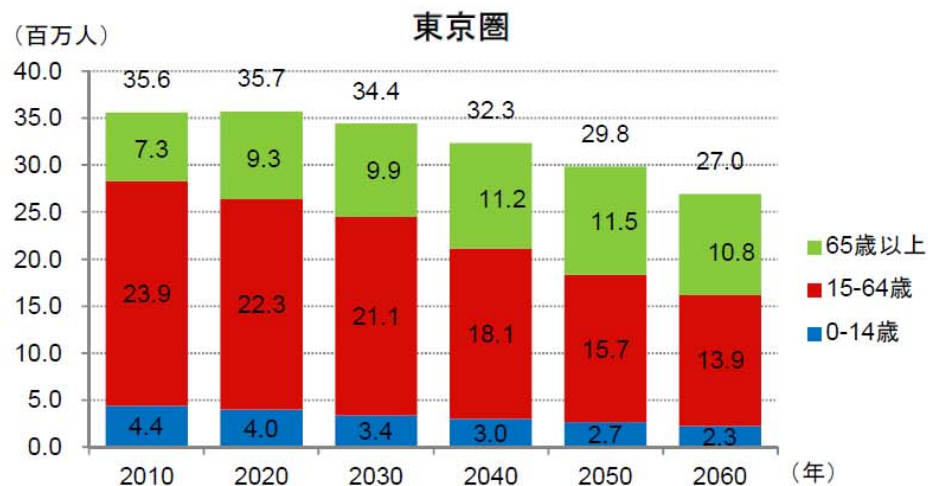
○ 近年は、東京圏と大阪圏が全国平均を下回り、名古屋圏は全国平均を上回っている。



(国土のグランドデザイン2050(国土交通省)より抜粋)

三大都市圏の高齢者数の将来推計

- 東京圏は、高齢者(65歳以上)が、2050年には、約420万人増加(対2010年比)。
- 大阪圏は、高齢者(65歳以上)が、2050年には、約130万人増加(対2010年比)。
- 名古屋圏は、高齢者(65歳以上)が、2050年には、約80万人増加(対2010年比)。



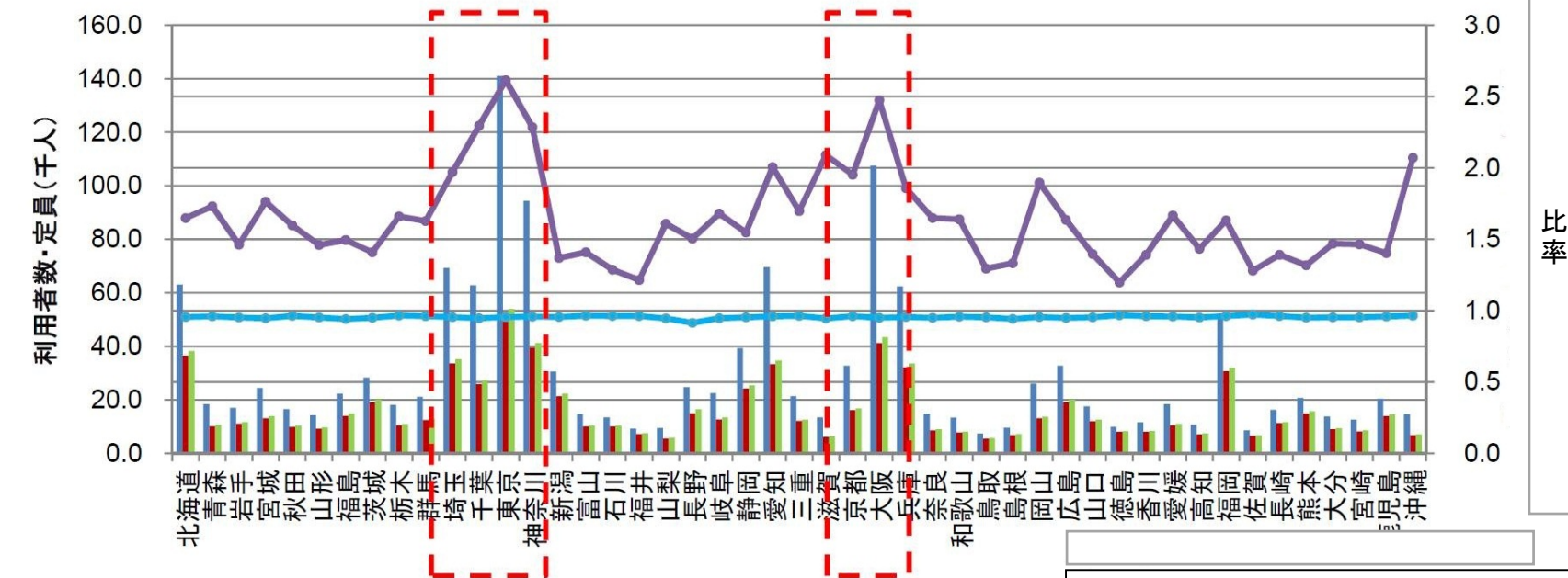
(国土のグランドデザイン2050(国土交通省)より抜粋)

高齢者数の急増に伴う介護サービス需要の増加

- 高齢者数の急増が見込まれる東京圏や関西圏では、介護サービス需要が大幅に増加すると予想される。
- 現在の介護保険施設の利用率をもとに単純に平成37年の施設利用者数を推計(※)すると、東京都では、平成22年の定員の2.5倍程度の人数となる。

※施設の性別・年齢階級別利用率が変わらないと仮定

平成37年の施設のサービス利用者数(推計)に対する現在の介護保険施設定員数の比率



- 平成37年施設利用者数(推計)
- 平成22年介護保険施設利用者数
- 平成22年介護保険施設定員
- 平成37年利用者/平成22年定員(※)
- 平成22年利用者/平成22年定員

(※) 平成22年時点介護保険施設の定員が平成37年まで全く増えないと仮定した場合の施設定員数に対する利用者の割合

(推計方法)	
平成37年性別・年齢別・要介護度別要介護認定率 (=平成22年度性別・年齢別・要介護度別要介護認定者数/平成22年性別・年齢別人口)	× 平成37年性別・年齢別人口 (推計値)
=	平成37年性別・年齢別 要介護度別要介護者数
平成37年年齢別・要介護度別施設サービス利用率 (=平成22年度年齢別・要介護度別施設のサービス利用者数/ 平成22年年齢別・要介護度別要介護認定者数)	× 平成37年性別・年齢別 要介護度別要介護者数
=	平成37年施設の サービス利用者数

出典:国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050 参考資料」(平成26年7月4日公表)をもとに事務局において作成

三大都市圏における公共施設の老朽化状況と更新費用

「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」(平成24年3月総務省自治財政局財務調査課)より、111市町村のデータを分析した結果は以下の通り。

- 三大都市圏内の公共施設は、三大都市圏外の公共施設に比べて、相対的に老朽化が進んでいる。また、耐震化が実施されていない施設の割合が大きい。
- 公共施設の更新に関し、三大都市圏内の市町村にはより大きな財政負担が生じる見込み。現在、新規投資に充てている予算を更新に充当してもなお、大きな不足額が生じる。

	人口	標準財政規模 A	公共施設の状況 (延床面積の割合)		将来の1年あたりの更新費用 B	現在の更新・投資額 C		不足額 D (C-B)	対標財規模 (D/A)
			築30年以上	耐震化未実施		更新費用	新規投資費用 (用地取得費含む)		
三大都市圏内の 31団体の平均	331,608人	708億円	45.8%	46.3%	92.0億円	27.1億円	25.6億円	△39.3億円	△5.6%
三大都市圏外の 80団体の平均	96,702人	234億円	41.5%	25.5%	38.5億円	11.8億円	18.1億円	△8.6億円	△3.7%

※ 三大都市圏は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府とする。

公共施設は、平成21年度までに建設・整備された学校教育施設、文化施設、庁舎等の普通会計に係る建築物で、延床面積が50㎡以上のもの。

※ 人口(住民基本台帳人口)、標準財政規模、公共施設の状況は平成21年度時点。将来の更新費用は、平成21年度時点の施設が耐用年数経過後にすべて同規模で更新されると想定し、平成22年度から40年度分の更新費用を試算。現在の更新・投資額は平成21年度から最長過去5箇年度分の平均。

公共施設等総合管理計画の策定推進

背景

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。



各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。

取組の内容

(1) 「公共施設等総合管理計画」の策定

(平成26年4月22日付総務大臣通知により策定要請)

<公共施設等総合管理計画の内容>

1. 所有施設等の現状

- ・公共施設等や人口についての現況及び将来の見通し
- ・公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費や財源の見込み

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・計画期間：10年以上
 - ・全ての公共施設等が対象。情報の管理・集約部署を定める。
 - ・現状分析を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
 - ・計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップする。
- 今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳も活用。

【取組の推進イメージ】

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

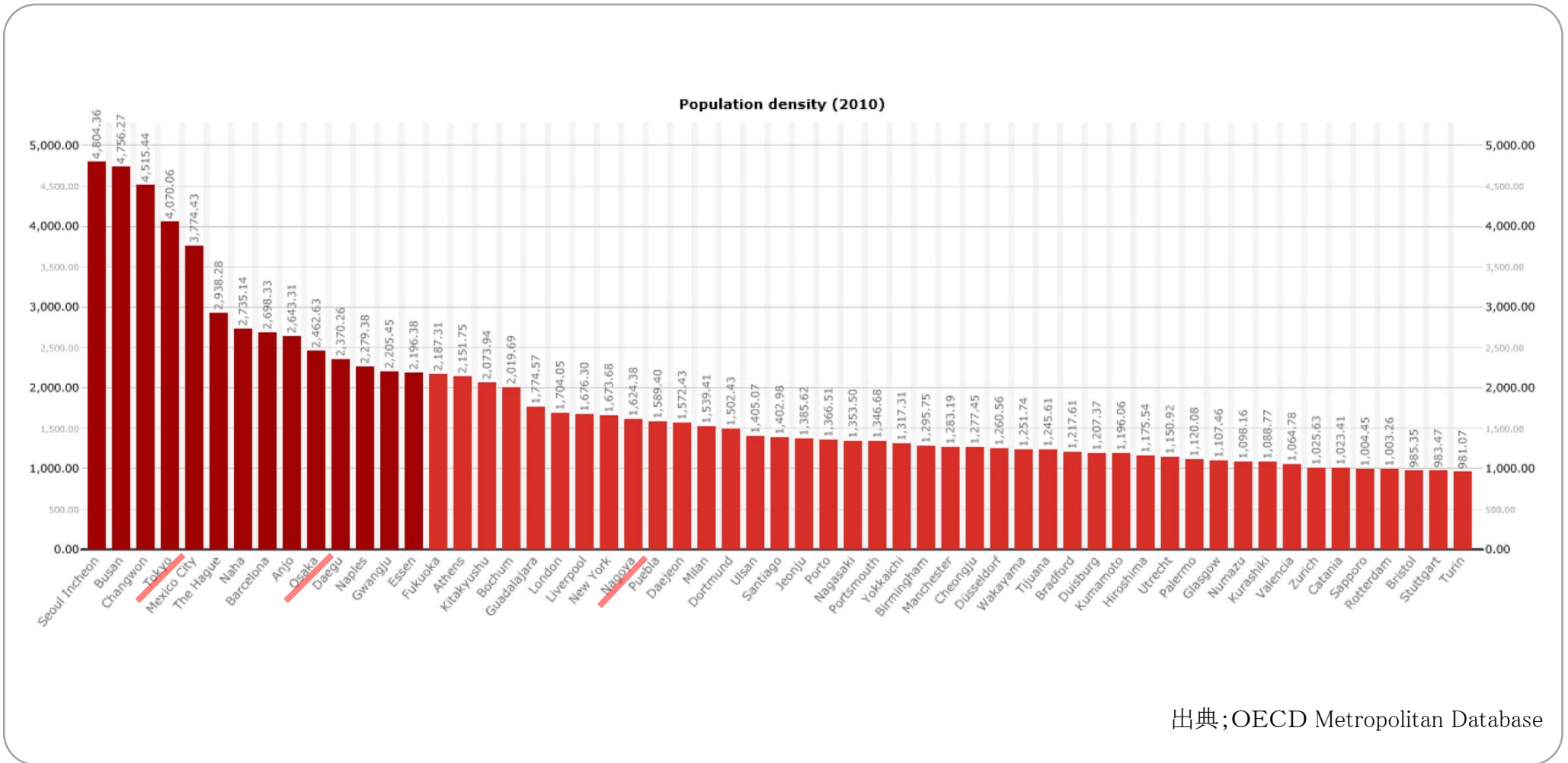
- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

(2) 地方財政措置

- ① 計画策定に要する経費について、特別交付税措置
 【期間】平成26年度からの3年間
 【措置率】交付税措置率：50%
- ② 計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の充当を認める特例措置を創設(平成26年3月20日地方財政法改正済)
 【特例期間】平成26年度以降当分の間
 【充当率】地方債充当率：75%(資金手当)
 【平成27年度地方債計画計上額】340億円(事業費ベース：450億円)
- ③ 計画に基づく公共施設の集約化・複合化について、公共施設最適化事業債を創設
 【期間】平成27年度からの3年間
 【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：50%
 【平成27年度地方債計画計上額】410億円(事業費ベース：450億円)
 ※ 全体として施設の延床面積が減少する事業に限る
 ※ 庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外
- ④ 計画に基づく公共施設の転用について、地方債措置を創設(地域活性化事業債の拡充)
 【期間】平成27年度からの3年間
 【充当率等】地方債充当率：90% 交付税算入率：30%
 【平成27年度地方債計画計上額】90億円(事業費ベース：100億円)
 ※ 転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外

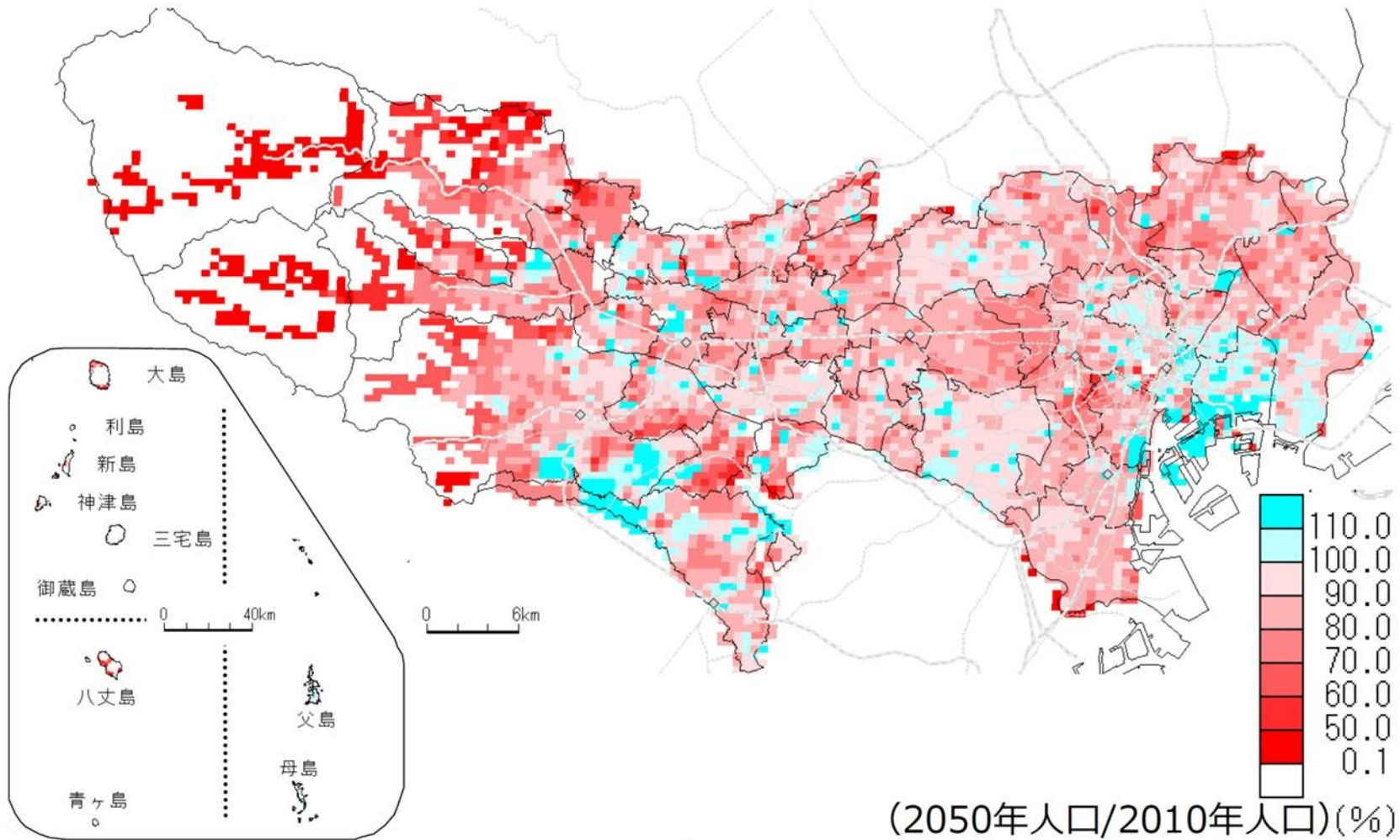
世界の大都市の人口密度

○ OECD加盟29カ国中、人口50万以上の計275都市圏(中心市と、これに対する通勤15%圏に含まれる自治体)における人口密度を示したもの(2012年現在)



東京都における将来人口推計①

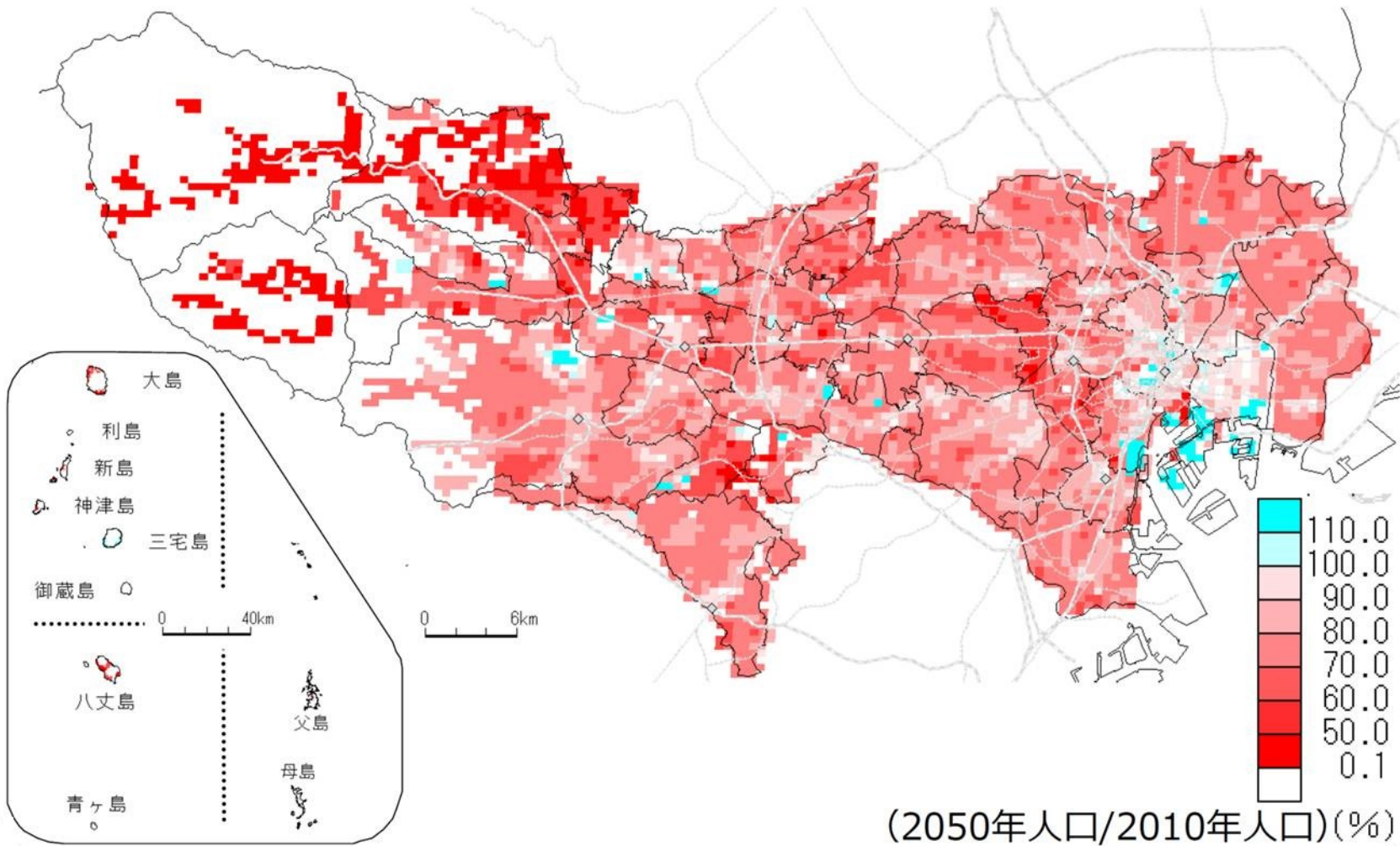
総人口：増減率（2010年-2050年）



出典：第4回東京の自治のあり方研究会

東京都における将来人口推計②

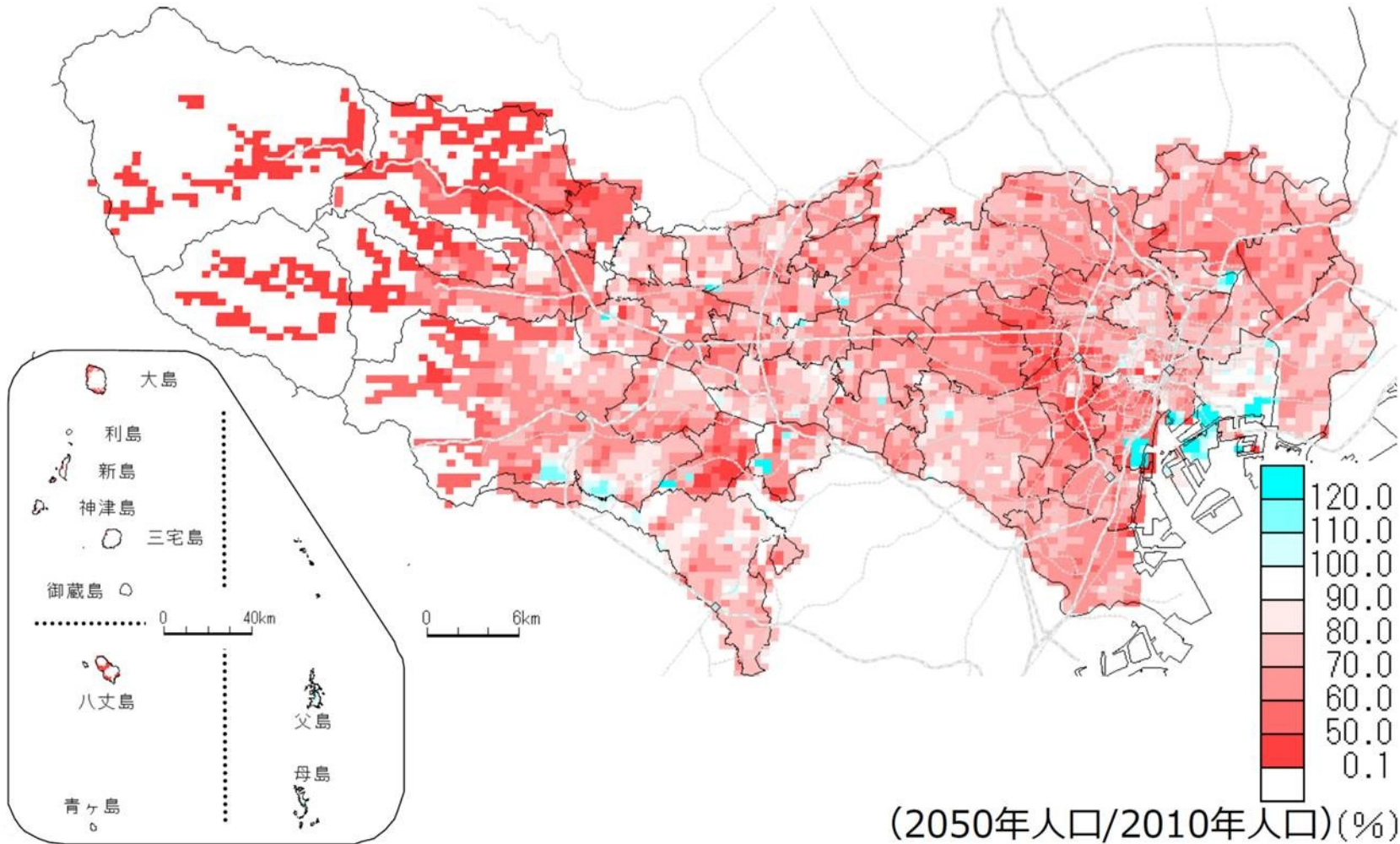
年少人口：増減率（2010年-2050年）



出典：第4回東京の自治のあり方研究会

東京都における将来人口推計③

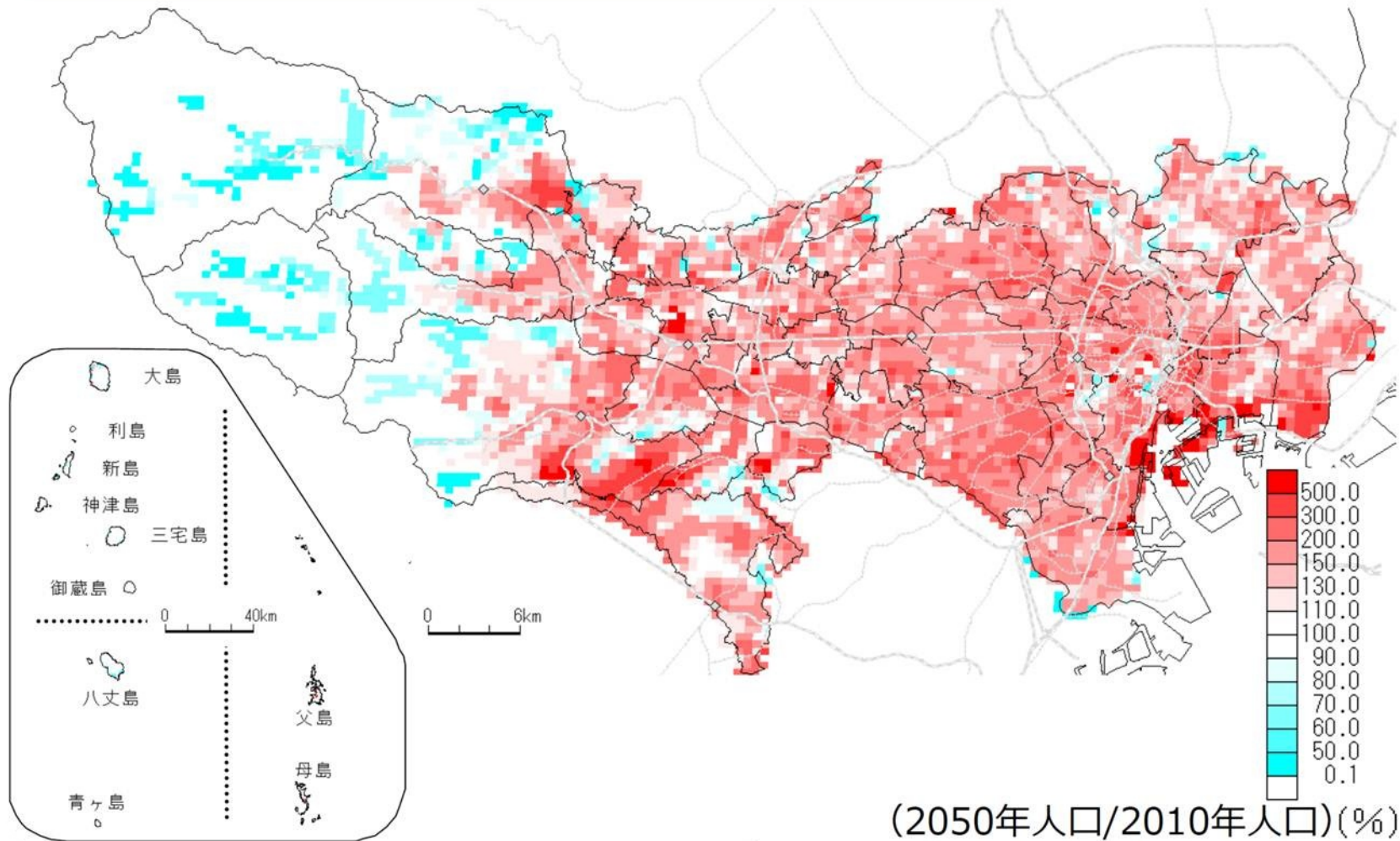
生産年齢人口：増減率（2010年-2050年）



出典：第4回東京の自治のあり方研究会

東京都における将来人口推計④

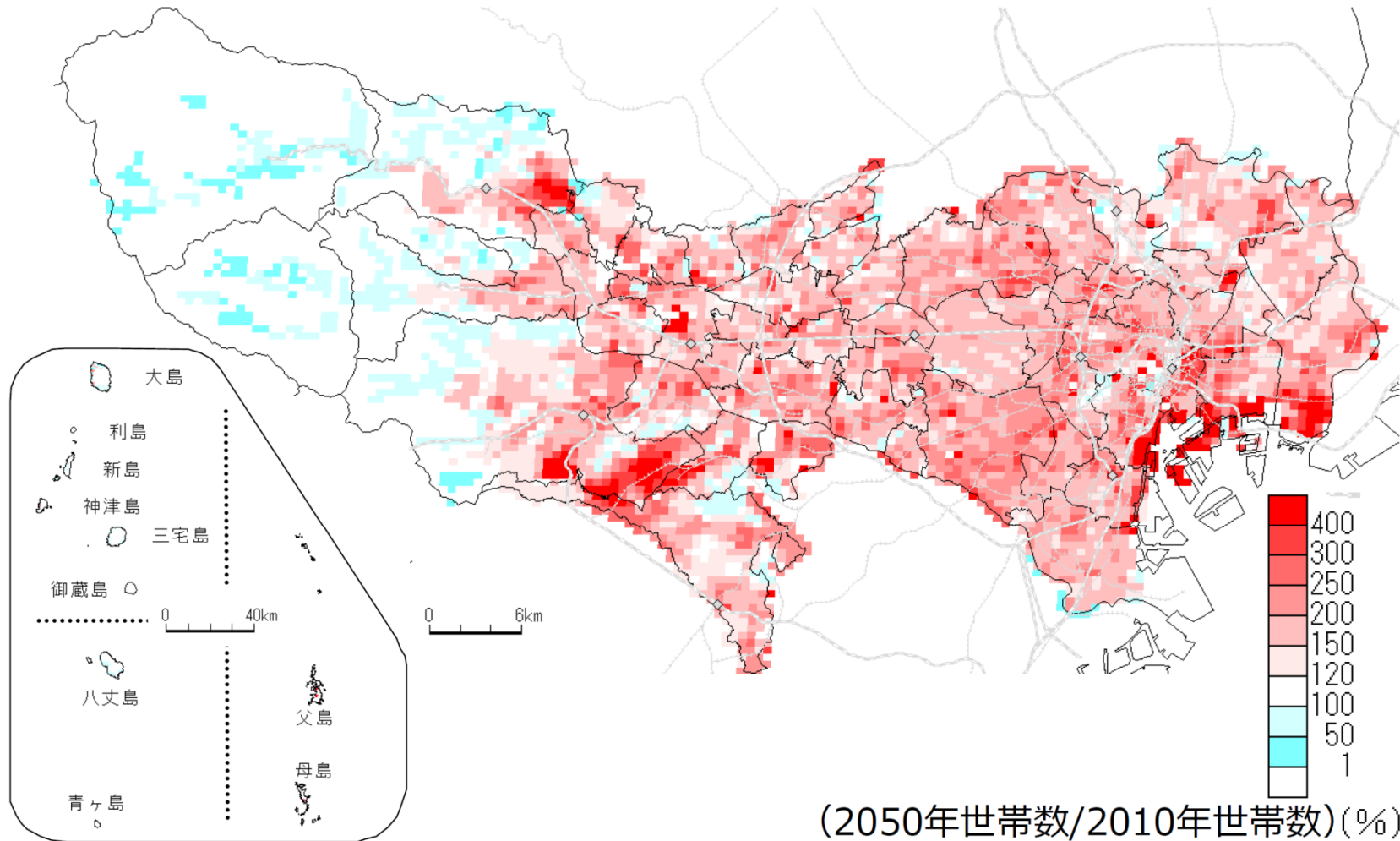
老年人口：増減率（2010年-2050年）



出典：第4回東京の自治のあり方研究会

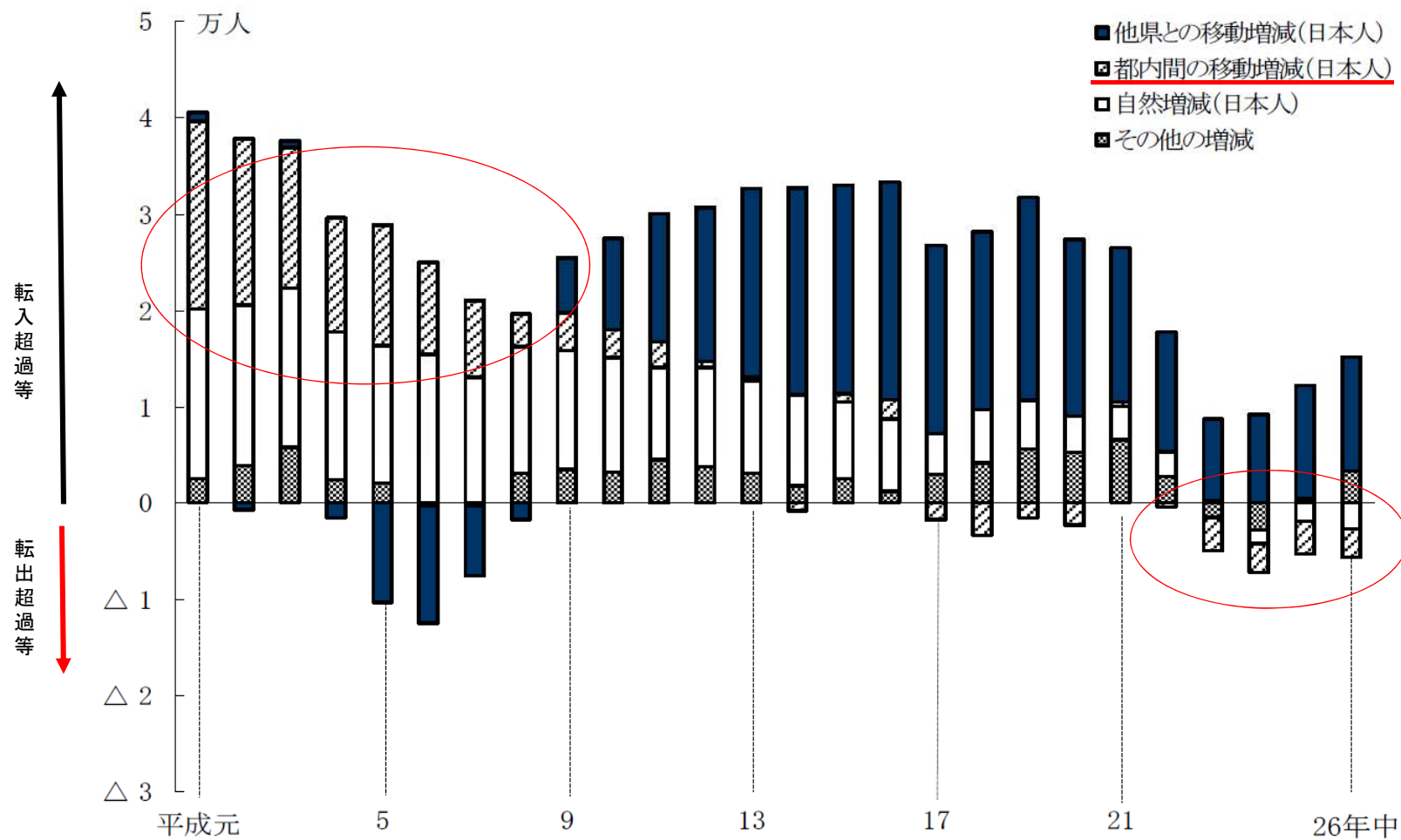
東京都における将来人口推計⑤

高齢者単身世帯数：増減率（2010年-2050年）



出典：第4回東京の自治のあり方研究会

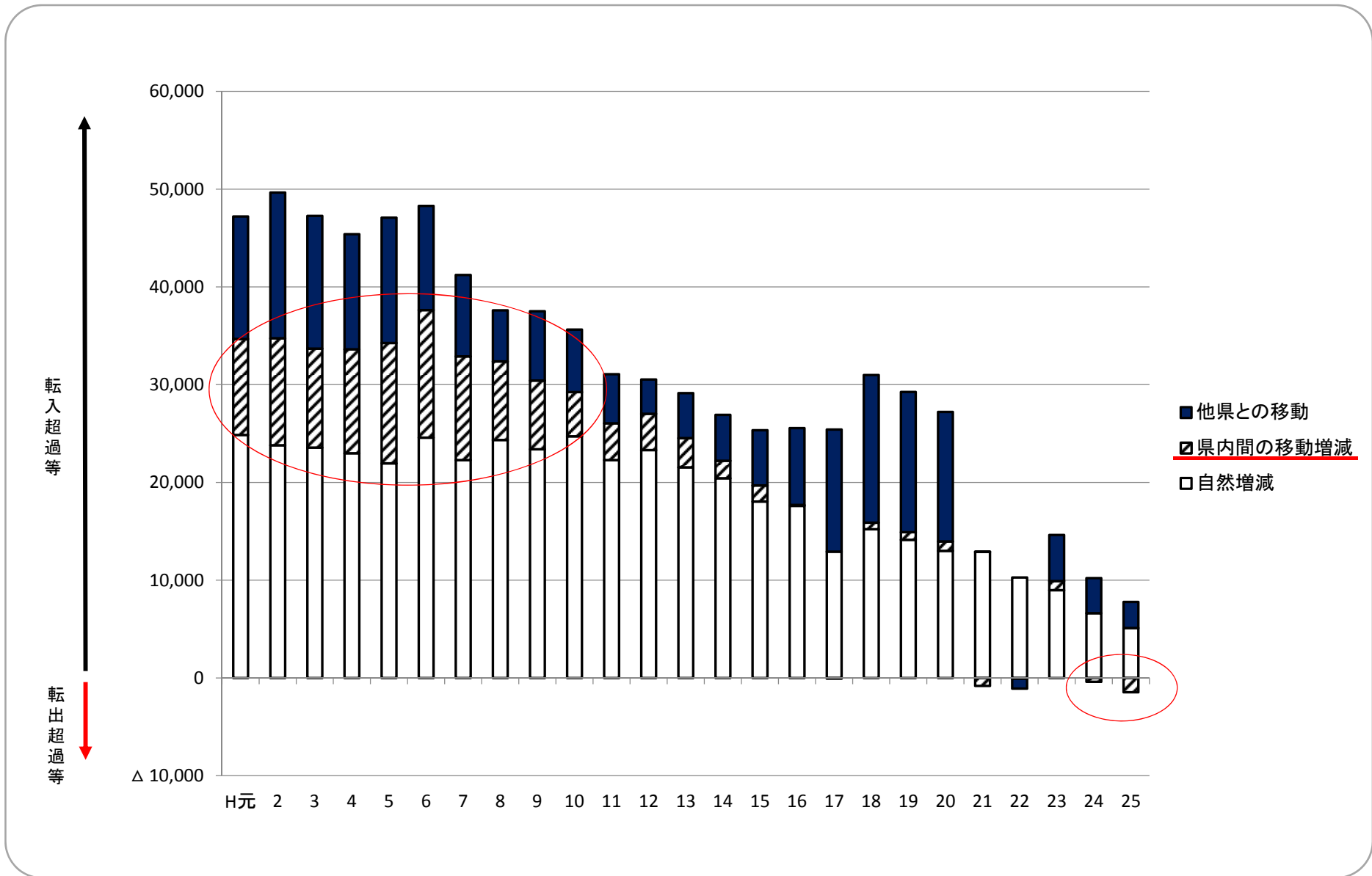
東京都の市郡部における変動要因別人口増減



注) この図における「その他の増減」は、日本人のその他の増減及び外国人人口の増減をいう。

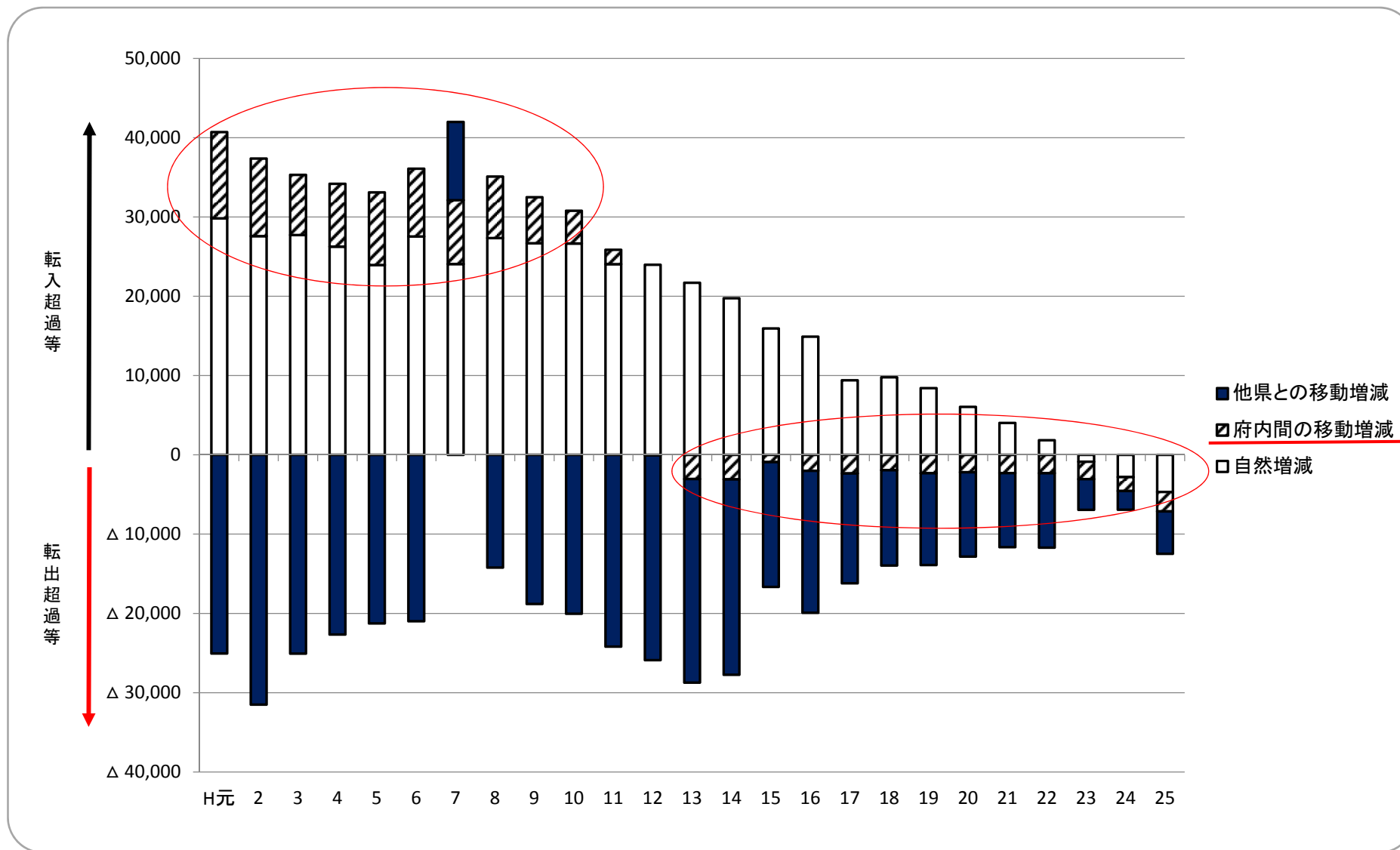
出典; 東京都の統計(人口の動き(平成26年中))

愛知県の名古屋市以外の市町村における変動要因別人口増減



出典：・住民基本台帳人口移動報告
 ・愛知県統計年鑑

大阪府の大阪市以外の市町村における変動要因別人口増減



出典：・住民基本台帳人口移動報告
 ・大阪市時系列統計表
 ・大阪府人口動態調査統計表

第30次地方制度調査会答申（抄）

（平成25年6月）

第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

3 具体的な方策

(3) 三大都市圏の市町村

市町村合併があまり進捗しなかった三大都市圏の市町村においては、地方圏を上回る急速な高齢化が進行するとともに、人口急増期に集中的に整備した公共施設の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎える。

三大都市圏には面積が小さな市町村が数多く存在しており、公共施設の円滑な利活用や一体性のある広域的なまちづくりに支障が生じている。

今後の市町村合併については、それぞれの市町村の自主的な選択を尊重することを前提とした上で、市町村の判断材料となるよう、市町村合併の成果や課題について、特に三大都市圏の市町村に対し、十分な情報提供が行われることが必要である。

地方公共団体間での柔軟な連携の仕組みについては、三大都市圏の市町村間の広域連携を促していくことにも資するものとする必要がある。その際、三大都市圏においても都市機能の「集約とネットワーク化」の考え方は有効である。しかしながら、三大都市圏においては、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が提供すべき行政サービス等について、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではない。各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取組を促進するための方策を講じるべきである。

広域連携の仕組みと運用について

共同処理制度	制度の概要	運用状況(H26.7.1現在)
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">法人の設立を要しない簡便な仕組み</p> <p>連携協約</p>	<p>地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。</p>	<p>※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。</p>
<p>協議会</p>	<p>地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。</p>	<p>○設置件数: 210件 ○主な事務: 消防38件(18.1%)、広域行政計画等29件(13.8%)、視聴覚教育22件(10.5%)</p>
<p>機関等の共同設置</p>	<p>地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。</p>	<p>○設置件数: 416件 ○主な事務: 介護区分認定審査129件(31.0%)、公平委員会115件(27.6%)、障害区分認定審査105件(25.2%)</p>
<p>事務の委託</p>	<p>地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。</p>	<p>○委託件数: 5,979件 ○主な事務: 住民票の写し等の交付1,341件(22.4%)、公平委員会1,143件(19.1%)、競艇856件(14.3%)</p>
<p>事務の代替執行</p>	<p>地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。</p>	<p>※地方自治法の一部を改正する法律(平成26年法律第42号、平成26年11月1日施行)により創設。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別法人の設立を要する仕組み</p> <p>一部事務組合</p>	<p>地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。</p>	<p>○設置件数: 1,515件 ○主な事務: ごみ処理399件(26.3%)、し尿処理349件(23.0%)、消防276件(18.2%)、救急275件(18.2%)</p>
<p>広域連合</p>	<p>地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。</p>	<p>○設置件数: 115件 ○主な事務: 後期高齢者医療51件(44.4%)、介護区分認定審査45件(39.1%)、障害区分認定審査30件(26.1%)</p>

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

三大都市圏における市町村の状況

	H11.3.31の 市町村数	H26.4.5の 市町村数	減少率
三大都市圏	731	463	36.7%
うち東京都	40	39	2.5%
うち愛知県	88	54	38.6%
うち大阪府	44	43	2.3%
三大都市圏以外	2,501	1,255	49.8%
合計	3,232	1,718	46.8%

	1団体あたりの 共同処理する事務数(H26.4現在)
三大都市圏	19.2
うち東京都	21.0
うち愛知県	17.9
うち大阪府	17.6
三大都市圏以外	21.6
合計	21.0

(事務局において作成)

市町村間の水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担①

「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」

これまで単独で処理してきた事務について、ある分野では近隣市町村に係るものを処理するが、別の分野では近隣市町村が処理することを、近隣の市町村と役割分担することで、適切に行政サービスを提供する取組み

【今後、検討が求められるパターン】

(事例①)

A市・B市単独で様々な施設の建設を行うのではなく、
A市は〇〇分野の施設を建設するが△△分野の施設は建設せず、
B市は△△分野の施設を建設するが〇〇分野の施設を建設しないこととし、
それぞれの施設をA市・B市の住民が利用できるようにすることで、地域内の施設の重複を避け、住民により高度な行政サービスの提供を図る

(事例②)

A市・B市単独で様々な事務を処理するのではなく、
A市はB市の住民も対象に〇〇分野の事務を処理するがA市の住民を対象とする△△分野の事務は処理せず、
B市はA市の住民も対象に△△分野の事務を処理するがB市の住民を対象とする〇〇分野の事務は処理しないことで、
事務処理の重複を避け、住民により高度な行政サービスの提供を図る

【現在、取組みが多く見られるパターン】

(事例③) A市・B市は、ともに、〇〇分野の施設を建設するが、相互の住民が利用できるようにする。

(事例④) A市は、〇〇分野の事務について、現行の事務の委託制度により、B市の事務を処理する。

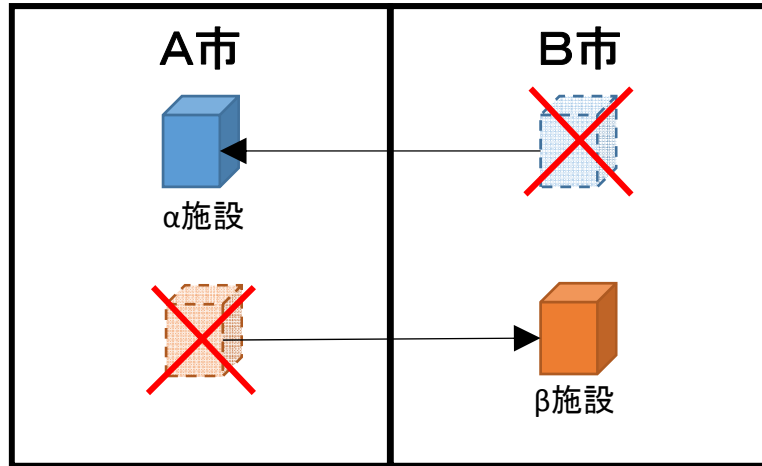
(事例⑤) 一部事務組合や広域連合により共同処理する。

(平成26年12月総務省自治行政局行政課「三大都市圏における新たな広域連携に関するアンケート」の調査要領の内容をもとに作成)

市町村間の水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担②

【今後、検討が求められるパターン】

(事例①)

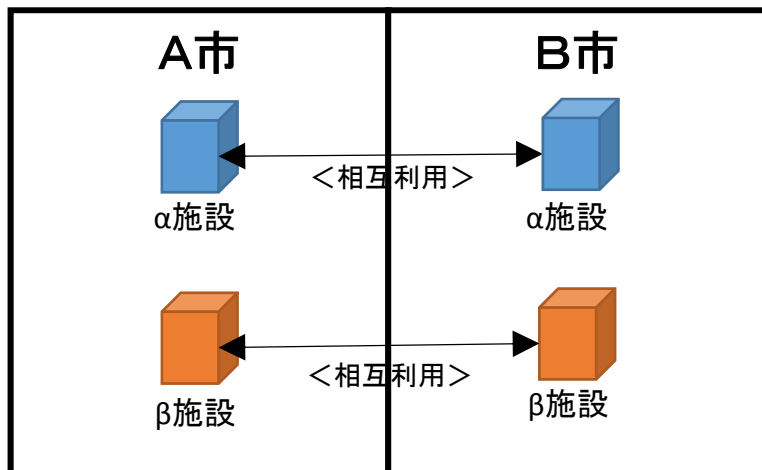


(事例②)

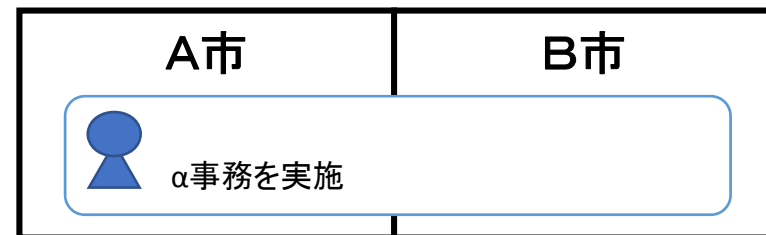


【現在、取組みが多く見られるパターン】

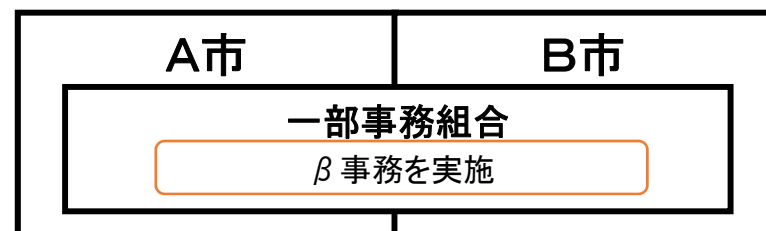
(事例③)



(事例④)



(事例⑤)



三大都市圏における新たな広域連携に関するアンケート結果

【調査主体】総務省自治行政局行政課

【調査手法】地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システム

【調査団体】三大都市圏所在の295市町村(回答:284団体、回答率:96.3%)

【調査時点】平成26年12月1日現在

【調査期間】平成26年12月4日～12月15日

問1 近隣市町村との「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」の取組について、実施する必要性を感じていますか。

実施する必要性を感じている	199	70%
実施する必要性を感じていない	85	30%

問2 近隣市町村との「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」について、現在の取組状況は次のうちどれでしょうか。

実施している 又は 実施予定である	4	1%
実施していない	280	99%

問3 近隣市町村との「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」の検討状況について

	これまでの状況		現在の状況		今後の予定	
近隣市町村と検討	19	7%	9	3%	35	13%
自団体のみで検討	8	3%	9	3%	21	8%
検討していない	253	90%	262	94%	224	80%

問4 近隣市町村との「水平的・相互補完的、双務的な役割分担」の取組が実施に至らない理由は何ですか。

①何を検討したらいいかわからない	67	17%
②連携するメリットのある事務がない	71	18%
③事務負担が大きい	69	17%
④住民の理解が得られない	25	6%
⑤近隣市町村と調整するきっかけや場がない	80	20%
⑥近隣市町村の理解が得られない	13	3%
⑦その他	74	19%

横浜市と川崎市の待機児童対策に関する連携①

【保育所等の共同整備(市境の土地等の有効活用)】

- 平成26年10月27日に横浜市と川崎市が待機児童対策に関する連携協定を締結
- 横浜市鶴見区・港北区(適地枯渇)と川崎市幸区(適地あり)が隣接する地域の保育需要を双方に補完し合える土地等に、保育所等を整備
 - 川崎市幸区の土地に川崎市が保育所を整備(横浜市は整備費の応分を負担)
- 川崎市宮前区(適地枯渇)と横浜市青葉区・都筑区(適地あり)も、同様の方針



(横浜市からの提供資料をもとに事務局において作成)

横浜市と川崎市の待機児童対策に関する連携②

○横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定書

横浜市と川崎市は、女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加による保育ニーズの増大と多様化等に対応するため、相互に連携及び協力を行うことにより、待機児童対策の更なる促進に資することを目的として、この協定を締結する。

(連携・協力事項)

第1条 両者は、この協定の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力をする。

- (1) 市境における保育所等の共同整備に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに横浜保育室及び川崎認定保育園の広域入所に関すること。
- (3) 保育士の確保対策に関すること。
- (4) 保育施策に関する研究及び情報共有に関すること。
- (5) 国等への要請に関すること。
- (6) その他この協定の目的の達成に向けて連携及び協力が必要と認められる事項

(連携・協力の推進)

第2条 両者が行う連携及び協力は、前条各号の事項に応じて両者の所管部署において計画的に推進するものとする。

(協定の改廃)

第3条 この協定の改正又は廃止は、両者が協議して行う。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、両者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者署名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年10月27日

横浜市長

川崎市長

(横浜市からの提供資料をもとに事務局において作成)

第30次地方制度調査会答申（抄）

（平成25年6月）

第3 新たな大都市制度

3 三大都市圏域の調整

三大都市圏においては、社会経済的に一体性のある圏域（例えば通勤・通学10%圏）の広がり、市町村のみならず都道府県の行政区域も超えているが、地方ブロックほどの広がりとはなっていない。

例えば交通体系の整備や防災対策といった圏域における共通した行政課題に関する連絡調整や、そのような行政課題に関する圏域全体の計画策定を行うための協議会等の枠組みを設けるべきかどうかについて引き続き検討する必要がある。

その際、どのような行政課題についての調整を行うべきか、九都県市首脳会議や関西広域連合といった既存の任意の枠組みが果たしている役割との関係をどうするかといった点についてさらに検討する必要がある。

仮に新たな枠組みを設ける場合には、圏域計画の実効性を担保するための尊重義務を構成団体に課すことや、国との調整を図るために、必要に応じて、国の関係行政機関に対して、職員の出席及び説明並びに必要な資料の提出を求めることができるようにすることなどについても検討する必要がある。

九都県市首脳会議

1. 構成員

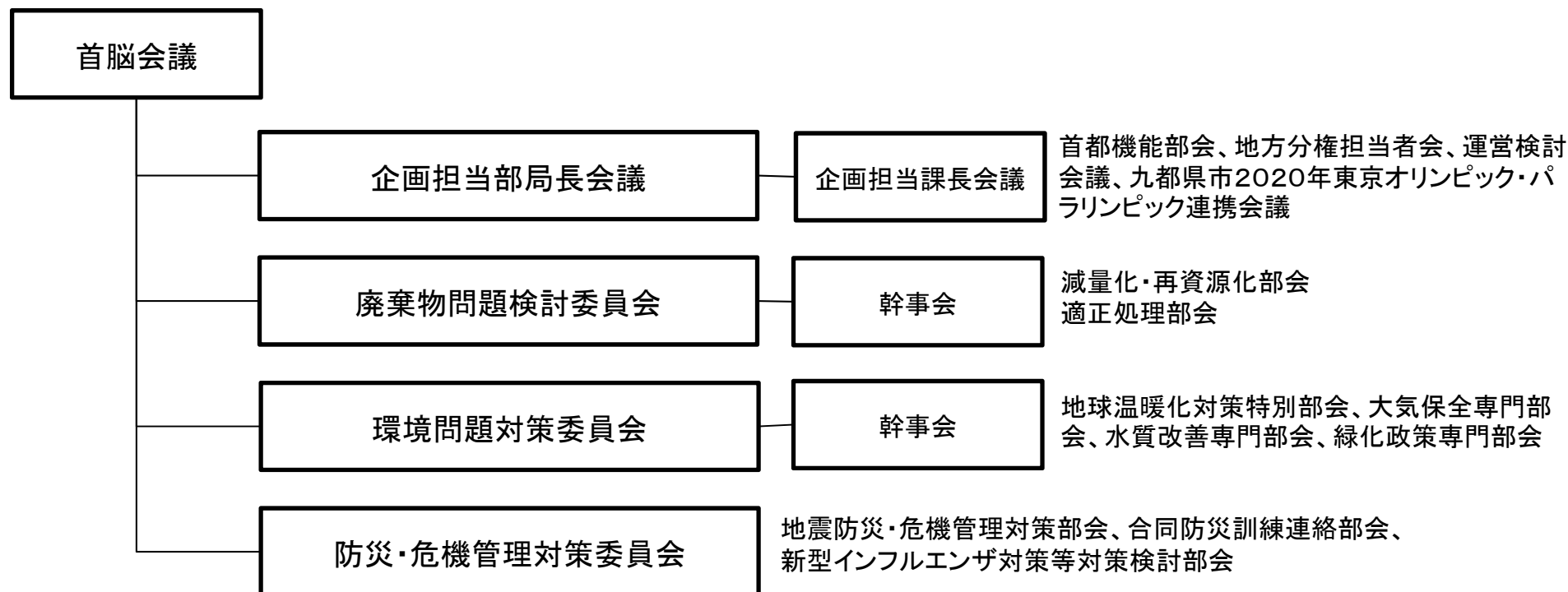
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
の知事、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市の市長

2. 沿革

昭和54年7月26日六都県市首脳会議として設立

平成4年に千葉市長、平成15年にさいたま市長、平成22年に相模原市長が加入

3. 組織図



(九都県市首脳会議HPをもとに事務局において作成)

九都県市首脳会議における合意事項の分析

○ 約3分の1は「国への要望等」、約3分の1は「検討」、約3分の1は「共同」実施。

分類	件数	割合
1:国への要望等	51	34%
2:共同規制	4	3%
3:ガイドラインの作成	3	2%
4:共同訓練・研修	4	3%
5:共同調査・研究	10	7%
6:共同啓発	23	15%
7:検討	41	28%
8:その他	13	9%
合計	150	100%

※ 第61回(平成24年5月16日)から第65回(平成26年5月20日)までに合意等された事項150件を、事務局において、上述の1～8までに分類

関西広域連合

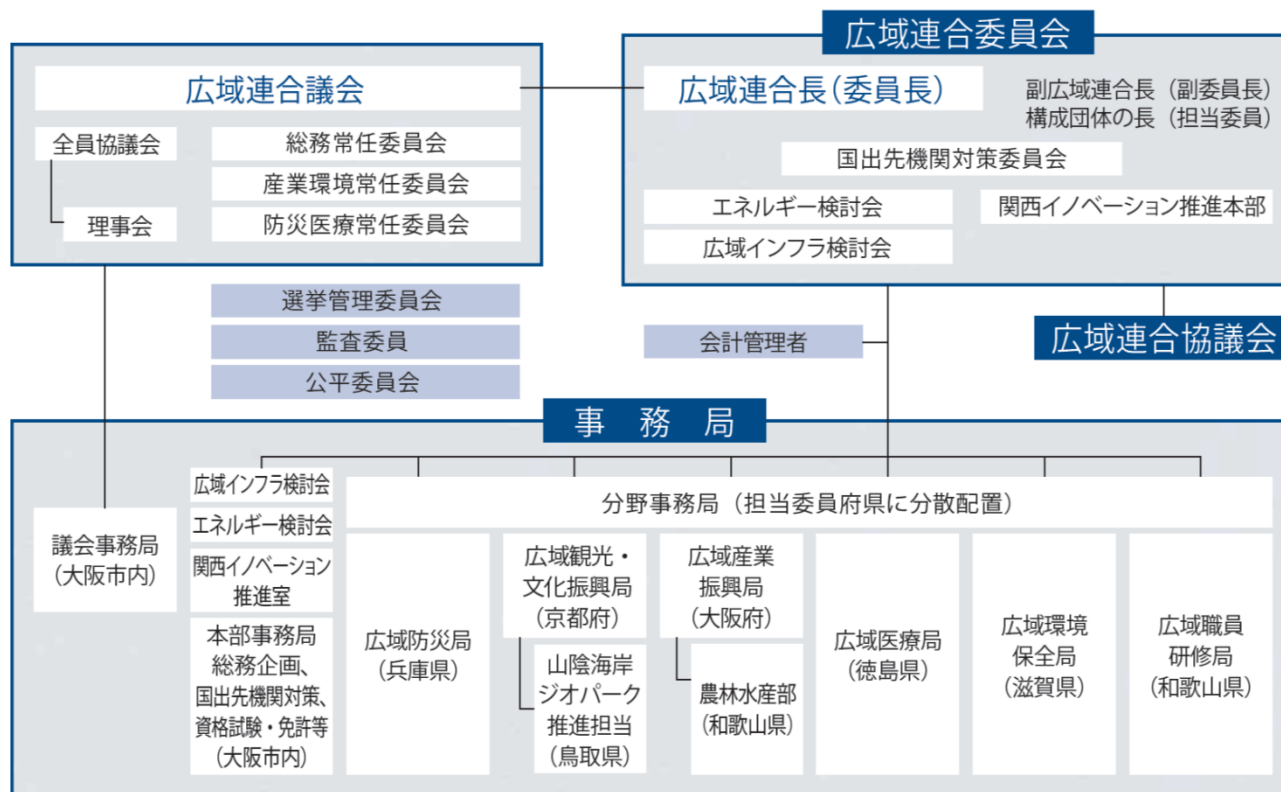
1. 構成員

滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・徳島県・京都市・大阪市・堺市・神戸市

2. 沿革

平成22年12月1日設立

3. 組織図



(関西広域連合HPをもとに事務局において作成)

関西広域連合の実施事務

実施事務 7分野の事業に取り組んでいます。

広域防災

関西全体の連携で防災力を高め住民の安全と安心をもたらします！

- 「関西防災・減災プラン」及び「関西広域広域応援・受援実施要綱」の充実・発展
- 大規模広域災害を想定した広域対応の推進
- 関西の広域防災拠点のネットワーク化の推進
- 関西広域広域訓練の実施
- 防災分野の人材育成



広域観光・文化振興

戦略的な観光・文化振興で、さらに魅力ある関西を創出します！

- 「関西観光・文化振興計画」の戦略的推進（目標達成に向けた事業推進）
- 文化振興指針「『文化首都・関西』ビジョン」の着実な推進
- 「はなやか関西・文化戦略会議」の運営を通じた関西文化の振興
- 「アジアの文化観光首都」(将来の関西への訪問外国人客数を約1千万人/年に)
- 「人形浄瑠璃」や「祭り」などのテーマでつなぐ「文化の道」事業等の推進
- 東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021などに向けた取組の推進
- KANSAI 国際観光 YEARの実施
- 海外観光プロモーションの実施
- 山陰海岸ジオパーク活動の推進



広域産業振興

関西ワイドの産業振興によりアジアの中での競争力を高めます！

- 「関西広域産業ビジョン2011」の戦略的推進
- 地産地消運動の推進による域内消費拡大
- 世界の成長産業をリードするイノベーション創出環境・機能の強化
- 6次産業化や農工商連携の推進などによる競争力の強化
- 高付加価値化による中堅・中小企業等の国際競争力の強化
- 「関西ブランド」の確立による地域経済の戦略的活性化
- 企業の競争力を支える高度人材の確保・育成
- 関西広域農林水産業ビジョンの戦略的推進



広域医療

関西全体で広域救急医療連携の更なる充実に取り組み、「安全・安心の医療圏“関西”」の実現を目指します！

- 「関西広域救急医療連携計画」の推進
- 広域救急医療体制の充実
- 「安全・安心の医療圏“関西”」(いつでも、どこでも安心医療「関西」、ひろがる安心医療ネットワーク「関西」、「助かる命を助ける」しっかり医療「関西」)
- 災害時における広域医療体制の整備・充実
- 新たな連携課題に対応した広域医療体制の構築



広域環境保全

関西全体で広域の環境保全に取り組み、「環境先進地域“関西”」を目指します！

- 「関西広域環境保全計画」の戦略的推進
- 自然共生型社会づくりの推進
- 「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」
- 循環型社会づくりの推進
- 再生可能エネルギーの拡大と低炭素社会づくりの推進
- 環境人材の育成



資格試験・免許等

資格試験・免許等の一元化により事務の効率化を目指します！

- 調理師、製菓衛生師、准看護師に係る試験実施・免許交付等



広域職員研修

広域的な視点を持つ職員を育成し、業務執行能力の向上を図ります！

- 政策形成能力研修の実施
- 構成団体主催研修への相互参加(団体連携型研修)
- インターネットを活用した研修の実施等、研修効率化の取組



その他広域にわたる政策の企画調整等

関西全体として取り組むべき広域にわたる行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整に関する事務を積極的に行います！

■ 広域インフラのあり方

関西全体の発展に必要な広域インフラについて、『関西大都市圏の実現』、『地域を総合的に活用できる最低限のインフラ』、『大規模地震など自然災害等への備え』を柱とする「広域交通インフラの基本的な考え方」も踏まえ、関西主要港湾の広域的な連携や、リニア中央新幹線的全線同時開業に向けた取組などの検討を行います。

■ エネルギー政策の推進

「関西エネルギープラン」に基づき、低廉で安全かつ安定的な電力供給体制の確立、省エネの推進、再生可能エネルギーの積極的導入、エネルギー関連技術の開発等の促進のため、構成団体の実施事務及び関係する広域事務と連携して、効果的な施策の調整、有意義な情報の発信、国への提案などに取り組めます。

■ 特区事業の展開

規制緩和等の実現に向けた戦略的な提案と国への働きかけの強化や、産学連携の強化(大学等研究機関や科学技術基盤などとのネットワーク構築・関係緊密化)を図るとともに、特区事業の広域連合内での展開(産業界、特区外地域との相互連携)に取り組めます。

(関西広域連合HPより抜粋)

名古屋市近隣市町村長懇談会

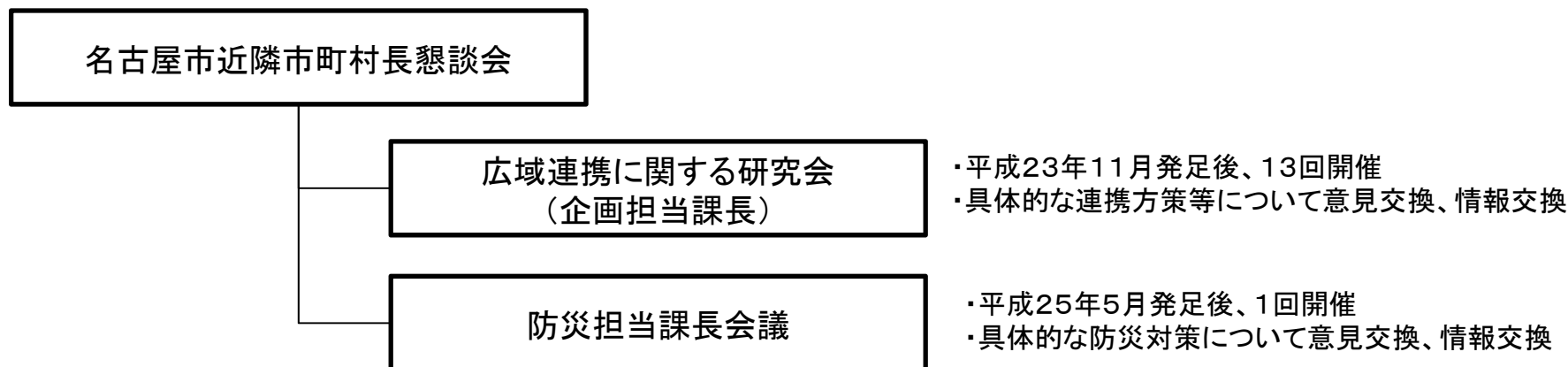
1. 構成員

愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市、弥富市

2. 沿革

昭和61年から年1回開催

3. 組織図



※上述のほか、「尾張名古屋の行く末を考える会」を平成24年2月発足(発足後、5回開催)。尾張地域36市町村が参加(上述の構成員のうち、豊田市、刈谷市、みよし市を除く)し、広域連携をより一層推進するため、時限的に設置した意識共有の場となっている。

(名古屋市近隣市町村長懇談会HP等をもとに事務局において作成)